

平成27年度第1回白井市都市計画審議会会議録

1. 開催日時 平成27年7月2日(木) 午後2時00分～3時30分
2. 開催場所 白井市文化センター 文化会館 中ホール
3. 出席者 北原会長、岡部委員、長谷川委員、植村委員、血脇委員、影山委員、和田委員、勝股委員、武藤委員、押田委員、岩本委員、山内委員、菅野委員
4. 欠席者 鎌田委員、西山委員
5. 事務局 武藤都市計画課長、竹田副主幹、黒澤主査補、鈴木主事補
6. 傍聴者 0人
7. 議題
第1号議案 印西都市計画生産緑地地区の変更(廃止)について(付議) (公開)
報告 都市マスタープラン見直し作業について (公開)
8. 議事

事務局 それでは、ただいまから白井市都市計画審議会委員の委嘱状交付式並びに平成27年度第1回白井市都市計画審議会を開会いたします。

初めに、新たに本審議会委員となられました2名の方の委嘱状交付式を行います。伊澤市長より委嘱状を交付いたしますので、恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしましたら、自席にてご起立くださいますようお願いいたします。それでは、お呼びいたします。

影山廣輔様。

市長 委嘱状。影山廣輔様。白井市都市計画審議会委員を委嘱する。期間平成27年5月14日から平成27年9月30日まで。平成27年7月、白井市長伊澤史夫。よろしく申し上げます。

事務局 和田健一郎様。

市長 委嘱状。和田健一郎様。白井市都市計画審議会委員を委嘱します。任期平成27年5月14日から平成27年9月30日。平成27年7月、白井市長伊澤史夫。よろしく申し上げます。

事務局 なお、千葉県印旛土木事務所から委嘱しております勝股委員におかれましては、本年4月1日付で、すでに委嘱状を交付させていただいておりますので、ご了承のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。以上をもちまして、委嘱状交付式を終わります。

それでは、平成27年度第1回白井市都市計画審議会に移らせていただきます。都市計画審議会の開催に当たりまして、伊澤市長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

市長 皆さんこんにちは。白井市長の伊澤史夫でございます。本日は大変お忙しい中、また足元の悪い中、都市計画審議会に参加いただきまして、誠にありがとうございます。そして、ただいま、議会選出から新たな委員2名の方に委嘱状を交付させて

いただきました。前任者の残任期間をよろしくお願ひしたいと思います。

今、白井市は少子高齢化そして急速な高齢化、そして将来人口減少も見込まれております。このような中、白井市は昨年、まちづくりの大きな柱であります、土地利用について事務処理市となりまして、市の開発行為を市が県から移譲を受けて行えると、そして現在、総合計画と併せて都市マスタープランの見直しも行っております。この白井市も人口減を予測される中、この市町村間競争で勝ち抜いて、持続ある市政の運営を目指さなければなりません。そのためには、皆様方が常々ご審議いただいているこの土地利用等については、大変まちづくりには大きなインパクト、将来を担うものがあるものと思います。

今日は生産緑地の件についてご審議をいただくわけですが、審議中あるいは審議後も皆様方のそれぞれの立場の経験知識から白井市の土地づくり、土地利用、そしてまちづくりについて、ご指導、ご教授をいただければと思っております。市民が住んでよかった、住み続けたいまちづくりを皆様共々実現してまいりますので、どうかこれからもご指導を心からお願いいたしまして、私からの挨拶とお礼とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。それではここで委員に変更がございましたので、報告とともに、ご紹介をさせていただきます。白井市市議会議員から任命をしておりました松井委員と天下井委員が退任し、新たに影山委員と和田委員が就任いたしましたのでご紹介いたします。

影山廣輔委員です。

影山委員 よろしくお願ひします。

事務局 和田健一郎委員です。

和田委員 和田健一郎です。よろしくお願ひします。

事務局 続きまして、関係行政機関の印旛土木事務局から任命しておりました櫻井委員が退任し、新たに勝股委員が就任いたしましたので、ご紹介をいたします。

勝股委員 勝股でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局 どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは次に、定足数の報告をさせていただきます。本日は鎌田委員と西山委員の2名が欠席となっております。委員定数15名のうち13名の出席をいただいておりますので、白井市附属機関条例第6条第2項の規定による委員の過半数の出席を充足しておりますので、本日の審議会は成立していることをご報告いたします。

なお、長谷川委員と血脇委員につきましては、途中の退席の報告をいただいているところでございますけれども、審議案件終了までいただけているということでございますので、審議の可否について影響を及ぼすものではないことを併せてご報告をしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それではここで、北原会長からご挨拶をお願ひいたします。

会長 皆さんこんにちは。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。白井市の調和のとれた都市環境の発展、整備のために日ごろからご尽力いただきまして、本当にありがとうございます。

今日は平成27年度の第1回の都市計画審議会ということで、先ほど市長さんからお話がありましたように、生産緑地の変更についての審議事項が1件、それから都市計画マスタープランについての報告があるということです。また活発な忌憚のないご意見をいただいて、この場でより充実した都市環境の整備に少しでも、また皆さんのお力をお借りできればと思っております。よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは大変恐縮でございますが、ここで伊澤市長につきましては、公務のため退席とさせていただきますので、ご了承のほど、よろしく願いいたします。

市長 皆さんよろしく願いいたします。

(市長退場)

事務局 それでは、議事に入る前に資料を確認させていただきます。資料につきましては、本日配布している資料の一覧ということで、改めて以前にお配りしたものと別配布をさせていただきます。

その中で、審議案件資料として、平成27年度第1回白井市都市計画審議会議案書、同審議会資料の2部となっております。また、本日お配りさせていただきました資料でございますが、A4版で表題が印西都市計画生産緑地地区の変更（白井市決定）というものが1枚のものになっております。こちらにつきましては、議案書に添付漏れがございましたので、市からの付議書の次のページに追加をお願いしたいと存じます。

それから、生産緑地手続きフローの1枚のものになっております。

また、報告事項の資料といたしまして、都市マスタープラン見直し作業の進捗に関わる報告書、地区別ワークショップ結果報告、それから、都市マスタープラン説明会報告書の3部となっております。不足しているものがありましたら、お手を挙げていただければと思います。

よろしいでしょうか。それでは、ここでお詫びなのですが、資料の添付漏れ、また、市のマスタープランの報告に関わる資料を前もって配布できなかったことにつきましては、誠に申し訳ございませんでした。今後気をつけてまいりますので、よろしくどうぞご理解いただきたいと思います。

それでは、議事に移らせていただきます。本審議会の議事進行につきましては、白井市附属機関条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、北原会長よろしく願いいたします。

会長 それでは、議長を務めさせていただきます。

最初に、今日ご審議をいただくのは、議案第1号、1件ですが、これにつきまして、非公開の取り扱いをどうするか、事務局からのご提案をいただきたいと思います。お願いします。

事務局 白井市審議会等の会議の公開に関する指針により、審議会等の会議は、公開を原則とされています。本日の審議会に付議された議案につきましては、非公開とする理由は特にごございません。そのため、非公開案件はなしということでご提案をいたします。よろしく願いいたします。

会 長 はい、どうもご苦労さまです。事務局から非公開案件はなしという提案がありました。委員の皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 はい。どうもありがとうございます。それでは本日の審議会において、非公開とする案件はないとして進めさせていただきます。傍聴人がいらっしゃいましたら、事務局が入場していただいでください。

(「本日傍聴人はございません」と呼ぶ者あり)

会 長 はい。それでは、傍聴人はいないということですので、これから議案の審議に入ります。今日、本日ご審議をしていただく議案は1件です。これから議案の審議に入りますが、事務局においては、議案の説明は、資料は厚いのですが、できるだけ簡潔にお願いいたします。

それでは、第1号議案印西都市計画生産緑地地区の変更(廃止)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局から説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

議案説明に入る前に、生産緑地地区の法的な位置づけと説明資料について、簡単にご説明をさせていただきます。生産緑地法では、法第1条で「生産緑地地区に関する都市計画に関し、必要な事項を定めることにより農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資することを目的とする」と規定しております。このようなことから、本市では、昭和61年に最初の生産緑地地区の都市計画決定を行い、市制施行に伴う平成13年と区画整理事業による市街化編入に伴う平成14年に追加の都市計画決定を行っております。以後、これらの地区の廃止や分割等の変更のご審議をお願いしてきておりました。また、事前に送付しております資料ですが、議案書は法定図書と同様の内容となっております。資料については、これを補完する内容となっております。

それでは、第1号議案印西都市計画生産緑地地区の変更(廃止)について、説明をさせていただきます。

本議案は、印西都市計画の生産緑地地区の中で20号富士第二生産緑地地区を全部廃止し、21号富士第三生産緑地地区、30号名内第四生産緑地地区の一部を廃止するものです。

初めに、位置について説明をいたします。議案書7ページまたはスクリーンをご覧ください。1万分の1の総括図となります。画面の左下の既存の市街化区域である富士地域に20号富士第二生産緑地地区が図面位置A-1として、21号富士第三生産緑地地区が図面位置A-2として位置しております。また、図面の右上、工業団地地域に30号名内第四生産緑地地区が図面位置Bとして位置しております。

議案書の8ページから9ページまたはスクリーンをご覧ください。スクリーンが見にくいので、図面をご覧ください。こちらは、計画図となります。赤枠が決定されている生産緑地地区で、中の数字が生産緑地地区番号となっております。黄色で示しておりますのが、今回廃止します生産緑地地区の区域となっております。8ペ

ーが図面A-1、A-2の富士地域、9ページが図面Bの工業団地地域の計画図となっております。詳細につきましては、別冊の資料でご説明します。

それでは、資料の1ページまたはスクリーンをご覧ください。白井市都市計画図2,500分の1となります。20号富士第二生産緑地地区、21号富士第三生産緑地地区は、既存の市街化区域であります富士地域に位置しており、用途地域は第1種低層住居専用地域となっております。

続きまして、資料の3ページまたはスクリーンをご覧ください。こちらは、平成25年12月時点の富士地域の航空写真になります。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。こちらは、30号名内第四生産緑地の位置を示している都市計画図となります。こちらは工業団地に位置しており、用途地域は工業専用地域となっております。

資料の4ページをご覧ください。こちらでも平成25年12月時点の工業団地地域の航空写真となっております。

それでは続きまして、都市計画変更の概要です。本日、議案書に追加しました概要のページ、印西都市計画生産緑地地区の変更（白井市決定）をご覧ください。

まず、変更の内容です。上の表をご覧ください。20号富士第二生産緑地地区は全部廃止となりまして、約0.27ヘクタールの減少。21号富士第三生産緑地地区は一部廃止によりまして、約0.02ヘクタールの減少。30号名内第四生産緑地地区は一部廃止で約0.1ヘクタールの減少となっています。

また、次のページ、1ページをご覧ください。こちらは、今回の変更内容の総括表となっております。表の左側、今回の変更に関する区域として、変更の地区数が3、変更に伴う面積の減少の合計は約0.39ヘクタール。右側の生産緑地の全体の内訳表をご覧ください。変更前、変更後で、地区数が49から48地区に、合計面積が42.53から42.14ヘクタールと減少しております。

続きまして理由です。再度、追加しました概要のページにお戻りください。下の理由をご覧ください。「生産緑地法第10条に基づく買取申出に伴う行為の制限解除により、生産緑地としての機能が失われたため、一部廃止とする」となっております。

続きまして、3地区ごとの変更の概要の説明を行います。ただ、こちらは3地区とも、変更の理由が同一のため、まず、生産緑地の買取の申し出の手続きの流れ、こちらをご説明いたします。追加で本日配布しました右上に追加資料と書かれております生産緑地買取申出に関するフローとなっている資料をご覧ください。まず、主たる従事者が死亡、故障により物理的に営農ができない場合、もしくは指定後30年経過した場合、どちらかで法第10条により、農業委員会に生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いを提出し、その証明書を添付して、買取申出を市長に対して行うことができます。今回の3地区は、主たる農業従事者が故障または死亡した場合に当たります。

続きまして、法第11条により買取申出を受けた市は、町内での買取希望の照会及び県印旛土木事務所に買取希望の照会を行います。そしてこの照会を経まして、

法第12条により申出から1カ月以内に、市長までの決裁により買い取るか買い取らないかを判断し、申出者に通知を行います。今回の3地区につきましては、買い取らない旨の通知を行っております。次に、買い取らない旨の通知をしたときは、法第13条により、市は農業に従事する希望者へ斡旋を農業委員会に依頼をします。今回の3地区につきましては、斡旋による希望はないとの回答を農業委員会から得ております。そのため、買取申出より3カ月が経過し、法第14条により、行為の制限解除がされております。

それでは、3地区ごとの変更の概要を簡単にご説明します。

まず、議案書の2ページをご覧ください。こちらは、20号富士第二生産緑地地区の概要となります。項目1の都市計画変更に係る取り扱い方針、こちらをご覧ください。こちらは先ほど説明した通り、「生産緑地法第14条の規定により、行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更（廃止）をする」としております。項目2の変更する生産緑地地区をご覧ください。生産緑地地区を構成している用地であります富士字栄59-1の一部2,737㎡が全部廃止となります。項目3の変更に至る経緯をご覧ください。こちらも先ほど説明しましたが、主たる従事者の死亡により法第10条の買取申出が提出されております。

次に、議案書の3ページをご覧ください。こちらは、21号富士第三生産緑地地区の概要となります。項目1の都市計画変更に係る取り扱い方針をご覧ください。こちらも20号と同様となっております。行為制限解除がされたため生産緑地としての機能が喪失したことにより、変更廃止をします。項目2の変更する生産緑地地区をご覧ください。こちらは、生産緑地を構成している用地のうち富士字栄60-31の一部の154㎡が一部廃止となります。項目3、変更に至る経緯をご覧ください。こちらも20号と同様に主たる従事者の死亡により法10条の買取申出が提出されております。

最後に、議案書の4ページをご覧ください。こちらは、30号名内第四生産緑地地区の概要になります。項目1の都市計画変更に係る取り扱い方針をご覧ください。こちらも前2地区と同様、行為制限解除がされたために生産緑地機能が喪失したことにより、変更するという内容となります。項目2の変更する生産緑地地区をご覧ください。こちらは、生産緑地地区を構成している用地のうち、一番上の名内371-1、985㎡が一部廃止となります。項目3の変更に至る経緯をご覧ください。こちらは、主たる従事者の故障により法第10条の買取申出が提出されております。

おしまいに、生産緑地地区の一覧になります。議案書の5ページから6ページをご覧ください。こちらは、白井市内で都市計画決定されております生産緑地地区の一覧となっております。5ページで番号が横線になっている地区は、旧生産緑地法による決定でありまして、7地区あります。こちらは、先ほど冒頭で簡単に説明しましたが、昭和61年12月23日に決定の告示をされております。番号がついている地区は、現生産緑地法による決定であります。こちらは1から44号まであります。市政施行による平成13年11月16日と土地区画整理事業に係る市

街化編入による平成14年11月22日に決定の告示をしています。

白井市の生産緑地地区は、今回の変更で、旧生産緑地法による決定が7地区、現生産緑地法による決定が41地区の合計48地区、面積では約42.14ヘクタールとなります。こちら6ページの一番後の欄をご覧くださいと思います。

本案件につきましては、平成27年4月28日から5月12日までの2週間、案の縦覧を行いました。意見の提出はございませんでした。事務局からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 どうもご苦労さまでした。第1号議案の内容について、事務局から説明していただきました。この内容につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いたします。はい。●●さんよろしくお願いたします。

委 員 よろしいですか。1ページですけれども、この地区数の問題なのですが、変更前の地区数は49あって、変更区数は3区数、49から3引いたら、変更後46になるのだけど、実際、変更後48となっているわけですけれども、この辺はどういうことなのでしょう。

会 長 ご質問よろしいですか。事務局、ご回答お願いたします。

事務局 地区数なのですけれども、全部廃止になる地区は1地区で、あとの2地区につきましては、一部廃止となりますので、生産緑地地区としては残ります。ですから、その49から1地区減った48という形となります。以上です。

委 員 どうもありがとうございます。

会 長 どうもありがとうございます。それでは、すみません、●●さんお願いたします。

委 員 まず一つ確認させていただきたいことがあります。この手続きをとるに当たって、前段に、まず市に買取申出がなされるというわけですけれども、これまで白井市で、こういった買い取りを実際に行った実績というものはありますでしょうか。

会 長 事務局お願いたします。

事務局 今まで生産緑地の買取申出による市の買取という実績はございません。以上です。

会 長 はい。●●さん。

委 員 今まで市が買い取った実績はないということですが、では、もし市が買い取るとしたら、一定の考え方があって買い取るという形になると思うのですよ。

例えば、住宅地の中でやるから、住宅化、宅地化をより健全な方向で推進していくためにあえて買うとか、あるいは逆に、断固として緑地を守るために買う、もしくはその中間、間をとるというわけではないですけれども、白井市は梨のまちということをやっていますので、果樹園は必ず買い取って保持するとか、いろんなポリシーというものが、市の方針というものがあって、そういうふうになされても然るべきなんじゃないかなと、私は思うのです。

そこで、今までそういった買い取りをやった実績はないということなのですから、市街化区域の中の生産緑地について、市はどういった方針というか、ポリシーというものをもちなのかお尋ねしたいと思います。

会 長 買い取る、買い取らないの基準とか、その生産緑地の考え方について、お願いたします。

事務局 それでは答えさせていただきます。先ほど手続きフローでもご説明をしましたが、市としましては、庁内の買取希望の照会を行って、その後に、期間が法律で1カ月と定まっておりますので、その間に市長までの決裁を取りまして、個別に判断をしております。当然それは行政計画、この後説明します都市マスタープランであるとか、その方針に基づく、例えば、緑の基本計画であるとか、そういったものに位置づけられているのであれば、可能性があるとは思いますが、現時点では買い取る、買い取った実績はないということになります。

会 長 ●●さん。

委 員 そういった市の方針というものが、市域全体にどこまで及んでいるかということになるのでしょうか。今回、富士南園とか工業団地の中では、こういった基礎となる、柱となるポリシーがちょっとなかったということによろしいでしょうか。

会 長 事務局お願いします。

事務局 今、●●委員さんがおっしゃったことも一部あるとは思いますが、今、都市マスタープラン作成しておりますので、その中で明確に位置づけた上で、生産緑地等の扱いを検討していきたいというふうには思っています。ただ昨年度、富士の公園整備という部分で、ご審議いただいた案件がございます。これについては、生産緑地を買い取るということで、富士の公園をつくっていくというような作業を今、行っているところでございます。基本的には、その地区その地区の実情というか、特性とかいろいろあると思うのです。富士地区においては、先ほど言いましたように、防災だとか一人当たり公園面積が少ないというようなところで、生産緑地、形が整形でしたので、そういうところを活用して、公園をつくらせていただきたいということで、前回、26年の第1回審議会ではご審議をいただいたという経緯もございますので、ご理解はいただきたいと思っております。

会 長 よろしいでしょうか。私から確認ですが、買い取った実績はないけれど、これから買取ろうとしているというふうに理解すればいいのですね。

事務局 はい。

会 長 ということだそうです。きちんと位置づけられていれば買い取るのだよということで、実際そういうアクションを起こしていらっしゃるということだと思います。ほかにいかがでしょうか。

はい、●●さん。

委 員 初歩的な質問で恐縮なのですが、フローと資料の4ページにも書いてあるのですが、主たる従事者が故障または死亡というふうに表現があるのですが、これは法律で、故障というのは法律そのものの言葉なのでしょうか。従事者ということは、つまり人なわけですよね。例えば病気とかなら分かるのですが、故障というのはそういうのを言うのでしょうか。

ということと、フローの中で、緑地だと農地評価されてその課税対象になって、今回みたいに、それが該当なくてということは、宅地評価になって課税が変わるのでしょうか。その点教えていただきたい。

会 長 2点ご質問。よろしく申し上げます。

事務局 まず1点目の故障という文言についてですけれども、資料の6ページをご覧ください。第10条の一番後の行なのですけれども、「農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として」と、こちらは法条文の表現となっております。

あと、資料編の8ページをご覧ください。生産緑地法施行規則の抜粋を載せております。第4条の題目ですね。そこに農林漁業に従事することを不可能にさせる故障についての具体的な内容が載っております。一つ目は、故障という表現が法条文であります。

二つ目のご質問ですけれども、行為制限解除後に宅地並み評価がされるかというお話ですけれども、行為制限解除後には、通知を都市計画課で行っております。同時に、庁内の課税部門にも情報提供は行っておりますので、その年の次の年の1月1日に課税の評価は変わります。以上となります。

会長 よろしいでしょうか。機械でもないのに故障というのは何となく違和感がありますが、法律用語ということなのでご理解ください。ほかにいかがでしょうか。それでは、●●さんからお願いします。

委員 議案書の3ページの富士地区の分ですが、所有者が●●さんと●●さんのが3件あるうちの1件だけが廃止というのですか、これはどういう関係で。上の2件については、農業をそのまま続けるということが一応可能だということでしょうか。

会長 事務局。3ページお願いします。

事務局 こちらは、21号富士第三生産緑地地区の土地所有者の方は、3名で構成されている生産緑地地区となっております。そのうちの土地の154㎡が、一部、今回行為制限解除されております。以上です。

会長 よろしいでしょうか。ここに5カ所挙がっているうちの1カ所のみが今回廃止ということ。

委員 ということは、一部の廃止というのも可能だということですね。

会長 事務局、お願いします。

事務局 先ほどフローで説明しましたけれども、主たる従事者の方が死亡また故障した場合に、10条の買取申出をすることができます。当然市としましては、そのまま生産緑地を続けていただければと、当然、30年間そういった形で制限がされることをご理解していただいているという事情もあります。ただ、相続が発生した際の権利救済という主旨で、生産緑地法第10条がありますので、こちらを鑑みて今回はこういう対応となっております。

会長 よろしいでしょうか。

はい。それでは、●●さんお願いします。

委員 今、●●さんが質問されたことと同じことを、最初に質問しようと思っておりました。それに加えてなのですけれども、これは主たる従事者が故障または死亡した場合に買取申出をすることができるわけで、しなければいけないというわけではありませんよね。今回のケースの場合には、残り二つのところについては、廃止しないほうの2カ所については、市民農園として使われるわけですけれども、実際は耕作放棄地のようになって、主たる従事者がいない状態でもそのまま生産緑地のま

まにしておくことは可能なわけですよ。義務ではないわけですよ。そうなりますと、あえて買い取りを申し出るとということは、宅地並み課税をされるわけですから、何らかの宅地並み課税をしても生産緑地を廃止したい事情が、前向きの事情があるというふうに考えていいのでしょうか。例えば、開発したいとかいうようなことがある場合に申し出が出るというふうに理解してよろしいのでしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 今回の三つの案件のその後の土地利用につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

まず、20号富士第二生産緑地地区につきましては、全部廃止されまして、すでに宅地造成がされております。

ご質問のありました21号富士第三生産緑地地区の154㎡につきましては、居宅が建っております。残り、最後の30号名内第四生産緑地地区、これは工業専用地域ですけれども、こちらは隣接地の工場の敷地の一部として使われております。以上となります。

会 長 よろしいのでしょうか。はい。ほかに。●●さん。

委 員 今回の事務局の説明の中で、154㎡については、21号ですね、居宅が建っているというお話でしたが、生産緑地なのに、もう既に解除の前に家が建っているという事で、そういう理解でいいのですか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 説明させていただきます。先ほどこちらもフローでご説明をしましたけれども、買い取りの申し出をして3カ月経過したら、行為の制限が解除されると。行為の制限の解除がされますと、今まで建物とか建ててはいけなかったのですけれども、建物等が建てられると。ですから、その生産緑地地区としての指定は残っているのですけれども、今回の理由にもありますけれども、生産緑地としての機能は既に喪失しているというのは、そういうこととなります。3カ月過ぎて行為制限解除された場合は土地利用が図れるという形となります。ですから宅地並み課税になるということ。以上です。

会 長 よろしいのでしょうか。行為の制限の解除というのは、もう既にされているわけですね。それで家が建てられると。

では、私たちは何のために審議をしているんだみたいなところがないわけではないのですが、これは指定の解除の審議ということで、ちょっと何となくタイムラグがあっておかしいなという感じがしなくもないですが、制度的にそうなっているということで、ご理解ください。

はい。●●さんお願いします。

委 員 1点確認したいのですが、税務上の処理ということですが、例えば、農転とかの場合だと30年という区切りがあって、その手前で用途変更した場合は、さかのぼって税金を納めていただくみたいな処置をされると聞いたことがあるのですが、今回生産緑地に関しても、いわゆる廃止の手続きの前にさかのぼってそういった税務上の処理っていうのはなされるのでしょうか。そこのところをお

尋ねたいと思います。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 行為の制限が解除されまして、評価が変わると。課税につきましては、1月1日現在の状況で判断しますので、遡求はいたしません。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。それでは採決をします。

第1号議案を原案通り可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長 全員賛成です。白井市附属機関条例第6号第3条の規定によって、第1号議案を原案通り可決することに決定します。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、予定された議案の審議は終了しました。

次に、報告事項に移ります。事務局から白井市都市マスタープランの見直し作業の進捗について報告をお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項といたしまして、白井市都市マスタープランの策定状況についてご説明をさせていただきます。

昨年度の第1回の都市計画審議会においてもご報告をさせていただきましたけれども、平成26年度からの2カ年で、市政全般の総合的な指針である第5次総合計画と一体となって、白井市都市マスタープランの見直しを現在行っているところでございます。

資料につきましては、本日配布いたしました報告書になりますけれども、内容につきましては、スクリーンを使ってご説明をさせていただきたいと思いますので、スクリーンをご覧になっていただければと思います。

初めに、前回までの概要についてご説明をさせていただきます。昨年度の第1回都市計画審議会において報告させていただいた内容と重複もありますので、簡潔に説明をさせていただきます。都市マスタープランそれから総合計画、基本構想の策定の経緯でございます。こちらにつきましては、これまで実施してきました市民参加の取り組みについて簡単に説明をさせていただきます。

初めに、昨年平成26年5月に住民意識調査、それから6月に勉強会、それから7月にいつも例年実施しておりますタウンミーティングを活用しまして、市内6地区で意見交換会を行ってきました。

それから、7月に併せまして、次世代を担う児童生徒の意見把握として、アンケートを行ってきました。

これらの意見を元に総合計画基本構想案で将来像、将来都市構造をまとめてきたところでございます。

都市マスタープランといたしましては、今年の3月、総合計画基本構想案が示します、先ほどちょっと出てきましたけれども、将来像、都市将来構造を実現するための三つのまちづくり重点戦略に対応した都市づくりの戦略プランを作成するために、第1回の都市マスタープランの説明会を行ったところでございます。

さらに、今年の5月から6月にかけて、6地区でワークショップ、地区別のワークショップをやっております。

今日、委員の皆様方には、資料といたしまして、3月の第1回都市マスタープラン説明会と5月から6月にかけての地区別ワークショップで市民の方の意見を都市マスの視点で分類して、基礎資料として、お手元に配布しておりますので、後ほどご覧になっていただければと思います。

次に、今パワーポイントも出ておりますけれども、昨年度実施してきました勉強会やタウンミーティングでのワークショップ等で、白井の望ましい将来像などについて市民の皆様方からご意見をいただき、目指すべき将来像については、「ときめきとみどりあふれる快活都市」と。この将来像における土地利用を具体的に表す将来都市構造についても示しております。

パワーポイントで今見ていただいているのは、将来都市構造でございます。こちらを簡単に説明させていただきますと、将来都市構造につきましては、現在の土地利用や自然環境などの地域資源を踏まえつつ、将来の望ましい都市の構成を示しております。同じ方向性をもった土地利用のまとまりであるゾーンにつきましては、国道16号、真ん中、白井の真ん中あたりですかね、16号通っているのですが、こちらを左右に分けて、大きく二つのゾーンに分けております。16号より北側につきましては、主に緑農ゾーン、それから西側につきましては、緑住ゾーンとして位置づけております。

それから人や物、情報が集まり交流が生まれる場といたしまして、拠点についても二つ設けております。

まず白井駅、それから市役所も含めた、今示しておりますけれども、中心都市拠点を位置づけております。

それから西白井駅周辺ですね、こちらにつきましては、生活拠点として位置づけております。同様に、人や物、情報の活性化を促すネットワークである軸、こちらについても大きく二つを位置づけております。

広域軸といたしまして、今示しております16号、それから横軸といたしまして464号。これが広域軸ですね。他との都市との連携を図る上での2本を位置づけています。

それから地域軸。こちらにつきましては、地域間、白井市内の連携強化、それから地域の活性化を図るための地域軸として、木下街道それから風間街道、これらを位置づけております。

次に、こちらが総合計画の目指すところでございますけれども、将来像を実現するイメージを1枚の、パワーポイントで示しております。

イメージといたしましては、安心、健康、快適という三つの普遍的なまちづくりの基本理念と。それから戦略として若い世代の定住、それから戦略2として緑活用、戦略3として拠点創造プロジェクト、これらの三つの重点戦略を用いまして、将来像である「ときめきとみどりあふれる快活都市」の実現を目指していくというような形を総合計画基本構想では示しております。

次に、これまで住民意識調査、勉強会、タウンミーティングでのワークショップ等で市民のさまざまな意見をきいてきたところでございます。これらの意見から、

今後の都市づくりです、都市マスタープランとして都市づくりに活かしていく、白井市の優れた点やポテンシャルといった都市づくりに活かしていく特性、また、新たな取り組み等の対応が必要な都市づくりの課題、目標についても、これまでの市民の皆様の意見からまとめたところでございます。まず、都市づくりに活かしていく特性についてでございますけれども、一つは都市的地域と自然、田園地域の共生。それから、二つ目といたしまして、広域性の高い立地、交通条件。それから、三つ目といたしまして、個性豊かな地域の存在。それから、四つ目として、若い年齢構成による活力。五つ目として、地域の市民力です。

次に、都市づくりの課題、目標について説明をさせていただきます。まず一つ、課題といたしましては、持続可能な都市づくり。それから地域資源の活用とにぎわいの創出、安全で誰もが暮らしやすい都市づくり。

4点目としまして、にぎわいのある拠点の形成。それからこれらを包括するものとして、地域市民力の活用でございます。

ここまでが昨年度の第1回都市計画審議会で説明した内容となります。

続きまして、都市づくりの戦略プラン素案についてご説明をさせていただきます。

戦略プランの策定経緯でございますけれども、総合計画基本構想案において、将来像、将来都市構造を実現するための三つのまちづくりの重点戦略を定めたことを受けまして、3月の15日に第1回都市マスタープラン説明会でのワークショップ、それから5月の16日から6月6日にかけて行った地区別ワークショップでの、市民の皆様からいただいたアイデアなどによりまして、まちづくりの重点戦略、これは総合計画の方なのでございますけれども、これに対応する、都市づくりの戦略プラン、素案を策定したところでございます。

この戦略プランの策定の考え方を、パワーポイントで簡単に示してございますけれども、持続可能な都市の基盤づくり、一番左に書いてある部分ですけれども、地域資源の活用とにぎわいの創出など、これら四つの課題などにつきまして、市民の皆様の見解を聞き、その意見を総合計画基本構想の若い世代の定住プロジェクト、先ほどご説明させていただきましたが、三つの重点戦略のフィルターをかけて、これに対応する都市づくりの戦略プランを策定したところでございます。

三つの戦略プランは、一番右に書いてある「暮らしやすい都市づくり」、「緑が包む都市づくり」、「拠点がつながる都市づくり」でございます。これら三つの戦略プランを一つずつ簡単に説明させていただきます。

初めに、暮らしやすい、子育てしやすい、住みよさをアピールなど、住空間、それから生活様式に関するたくさんのご意見をいただきました。

これらを元に、戦略プランにつきましては、戦略プラン1といたしまして、「暮らしやすい都市づくり」としたところでございます。この戦略プランの取り組みの目標といたしましては、豊かな自然環境や暮らしの基盤を活かし多世代がいきいきと暮らせる環境を形成するというふうにしております。

方向性といたしましては、四つ挙げております。多様な暮らしを受け入れられる住環境整備、多世代近居の住環境整備、子育て施設の整備促進、公共施設、広場な

どの多様な活用でございます。今パワーポイントで示しているのは、イメージ図、写真を掲載しております。

次に、パワーポイントを見ていただきたいのですが、緑いっぱいの自然豊かなまち、自然が残っているまちなど、緑に関するたくさんのご意見をいただき、戦略プラン2につきましては、「緑が包む」都市づくりとしたところでございます。この戦略プラン、「緑が包む」都市づくりの取り組み目標といたしましては、身近な緑を大切に守り、つくり、育てていくことで緑に包まれた美しい空間を形成します。緑を身近に感じられる、触れられる都市づくりや、農の営みがつくる緑を大切にする都市づくりを進めます。これは緑の戦略となります。方向性といたしまして、三つほど記載しております。緑の風景の保全と継承、緑に触れる空間の整備、緑を活かしたにぎわいづくりです。今パワーポイントで示しているのは、イメージを写真で示しているところでございます。

次に、戦略の三つ目でございますけれども、最後の戦略プラン3は「拠点がつながる」都市づくりでございます。取り組み目標といたしましては、中心都市拠点や生活拠点、産業の拠点の機能の充実を図り、市内の各所に人が集まり、交流が生まれる拠点をつくり、ネットワーク化することで活気あふれる都市を形成していくと。これは拠点の戦略となります。

方向性としては五つありますが、産業拠点の充実、それから中心都市拠点、生活拠点の充実など、五つ目として、小さな交流の場づくりでございます。パワーポイントではイメージとして写真を載せてございます。

次に、都市マスタープランの全体の構成の概要について説明をさせていただきます。次に進めて。

皆様にお配りしてありますのは、一番後のA3の表になります。A3横の大きい表になります。表の中ほど4都市づくりの基本的視点と戦略プランをご覧になっていただきたいと思っております。

今、説明をさせていただきました都市づくりの戦略プランの位置づけや総合計画基本構想案のまちづくりの重点戦略との関連性について、図で示しております。また、7月4日、今週の土曜日でございますけれども、第2回の都市マスタープラン説明会のワークショップを行う予定であります。

このワークショップで市民の方から意見をいただきながら、一番右端、5分野別の基本方針というのがございますが、記載されておりますのは、土地利用、都市施設の整備などについて、その意見を元に検討、都市マスタープランを作成していきたいと思っております。

続きまして、先ほど今ちょっと説明させていただきました、今週土曜日に行います第2回の都市マスタープランの説明会の目的について、簡単に説明をさせていただきます。

7月4日の第2回都市マスタープラン説明会のワークショップの目的につきましては、今後土地利用、都市施設の整備などの分野別基本方針を検討、作成するため、また、特に三つの都市づくりの戦略プランを反映した土地利用ゾーニングを定

めるために行うものでございます。策定した三つの都市づくりの戦略プラン、素案でございますが、どこでどのような形で具体化できるか、市民の方から多くのアイデアを出していただきたいと思っております。

最後になりますけれども、土地利用検討状況についてご説明をさせていただきます。これは市民意見をきいたものを参考にとり、そういうものを踏まえた上で、市では土地利用を検討しているということでございます。これまで開催した第1回の都市マスタープランの説明会、地区別ワークショップ、これらで市民の方から意見を伺った中で、今後、土地利用を検討していくべき地区について取りまとめたものを、今パワーポイントで示しております。

まず初めに、白井市の一番左になるのですかね、①富士南園地区についてでございます。こちらにつきましては、市街化調整区域でございますけれども、一定の条件のもと宅地開発を許容する区域であるということで、今後も宅地化が進行することが想定されます。従いまして、道路や公園等のインフラ整備を進めていくことが必要であるということで、その辺を検討していくべきだろうというふうに捉えております。

次に、西白井駅の上、②の部分でございます。こちらにつきましては、根中木戸地区、平成24年4月に施行した市街化調整区域内の立地基準条例の施行前の宅地開発によりまして、若干スプロール化した状況を考えますと、道路等のインフラ整備を検討していく必要があるのかなということ、今考えているところでございます。

次に③北環状線と県道市川印西線に囲まれた地区。この地区につきましては、白井市役所とかの中心拠点と一体的に有効に活用して、にぎわいなどを創出する面的な土地利用を検討することが必要ではないかということで、今検討をしているところでございます。

次に、④番。白井を南北に通ります16号。16号の沿道地区については、国道16号が持っていますポテンシャルを十分に活用し切れていないという状況にあると捉えております。このようなことから、16号沿道の適地を活かした土地利用を検討する必要があるのかなというふうに今考えているところでございます。

それから、⑤番、工業団地地区につきましては、白井市の産業拠点としての土地利用を充実させ、パワーアップしていくということが必要で、それなりの施策を考えていく必要があるだろうということ、捉えております。

それから、最後に⑥、都市構造で示しました緑農ゾーンでございますけれども、こちらについては、自然環境と調和を図りつつ、集落の活性化を図るとそういう土地利用を、緑を守るというのが基本ではございますけれども、集落の活性化についても、検討していく必要があるだろうというふうに捉えております。

これらの地区については、7月4日の第2回都市マスタープランでの意見等々も踏まえながら、併せまして、都市づくりの戦略プランを反映した土地利用のゾーニングの候補地として、今検討をしながら、土地利用、都市マスタープランの土地利用の基本方針の中に取り組んでいければというふうに考えているところでござい

会 長 ます。都市マスタープランの現在までの検討状況につきましては以上でございます。どうもご苦労さまでした。都市マスタープラン見直し作業の進捗状況についてご報告いただきましたが、ご質問、ご意見ございますか。はい、●●さんお願いします。

委 員 27番の「緑が包む」都市づくりの中で、緑ということで一番下のところで、畑・梨園の散策コースの設定ということが書かれています。先ほど、●●委員さんが梨ということを書いてくださったのですけれども、とても梨を大事にしてくれるのは有難いのですけれども、私たち農家の者は、それに関して物すごく困っているのですね。

消毒すると、散歩に来た人に消毒の液がかかったって言われまして、そして警察を呼ばれまして、それは朝の5時半かその位です。で、私たちは物すごく気を遣って消毒しているのです。

また、枝を燃やして、私は2時間燃やすのです。それが長すぎるって言われるぐらいに言われます。煙が問題だと。確かに煙は問題なのですけど、農家の人たち物すごく気を遣って、時間を決めてやっているのですよ、そういうことを全部。消毒もそうです。一番ひどいのは、洗濯物を干しちゃうのですね、朝6時半かその位に最初やったそうです。そしたら洗濯物を干されました。でしたら4時半といたら、また洗濯物を干されました。次に3時半っていったら、また洗濯物を干されちゃったのですよ。その方、今やっているのは12時にやっています。

そういうことで、私、委員さんたちをお願いしたいのですけれども、何かをやる時にそういうのを出して行って欲しいなど。そういう農家の人が苦しんでいるということを、ちょっと知って欲しいなと思ったのですけれども、よろしくお願いします。すみません、ありがとうございます。

会 長 農業もそうですし、工業もそうですが、そういう活動、生産活動と生活というのは、なかなか軋轢が起きる場面というのが出てきて、難しい調整が必要になってくるとは思いますが、委員の皆様からもそういった問題があるのだということを市民の皆様知っていただくというのが非常に重要なことだと思うので、よろしく願いできればと思います。●●さん何かご発言あります。

委 員 今の絡みで言いますと、今、市役所のホームページで梨の成長を追っているようなページありますね。あれ、ただ梨の実の成長を追うだけじゃなくて、やはり今おっしゃった内容、そういった作業は必要なのだよとか、そういった部分を発信して補助していけばいいのではないかなというのは、一つ頭に浮かんだところがございます。

それとあと、別のところで質問していいでしょうか。各戦略プランを出していますよね、この24番以降ですけれども、戦略プラン1とかその後2、3それぞれございます。それぞれのプランの1ページ目と2ページ目の項目なのですけれども、それぞれ実施計画にどの程度、どういうふうに絡んでくるのかというのがちょっと分かりにくいのですが、そここのところ、最初が上位というか、より実施計画とか現場の作業に絡んでくるのか、それとも、下の少し項目数を減らした2ページ目が、

直接の実施に関わってくる話なのか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 それではご説明させていただきます。こちらのプランは、課長からも説明がありましたけれども、総合計画の重点戦略との連動性を重視しております。そのため、例えば暮らしやすい都市づくりのページを見ていただくと、丸で書いてあります、多様な暮らしを受け入れる住環境整備であるとか、多世代近居の住環境整備、こちらの文言でリンクを基本計画と張ります。こちらの文言、全くイコールではありませんけれども、こちらの文言のレベル感で、基本計画と合わせて実施計画につなげると、こういうことを考えております。以上です。

委 員 2ページ目のところ、この大きな丸のついたこれが基本計画とのつながり、そうなりますと、1ページ目のこちらの項目数が多いのですが、これ総合計画との連動性ということで、その基本計画プラス周りに付随するものがさらにくっついてきた形なのでしょうかね、枠組み的なところですけども。

会 長 事務局から説明をお願いします。

事務局 私どもの説明が足りない部分もあったのかと思いますが、まず今見ていただいています戦略プラン、これは暮らしやすい都市づくりを導くためにさまざまな市民の声を聞いてきましたと。それがこちらですね。主なものがこちらですと。こういう意見を聞いた上で暮らしやすい都市づくりを引っ張り出してきたと。で、それについては、皆様に本日、3月15日の資料とか、6カ所の地区別ワークショップ、そういうところからデータを、主なものとしてこちらに載せております。それから暮らしやすい都市づくりを引っ張ってきたと。次については、豊かな云々というのは、目標ですね。それで、丸のついている多様な暮らしというのは、取り組みということで、今担当が言いましたように、ここで基本計画とのリンクが張れると。丸がついている部分をキーワードに実施計画が作成されていくと、もっと具体的な実施計画が作成されていくという形になります。以上でございます。

委 員 今のでようやく骨格が見えてまいりました。そこでですね、30ページの戦略プラン3のところなのですけどもね、これが、いわゆる1ページ目が市民からの声の吸い上げた内容であるということになるわけですけど、こちらには、もっとバスの活用をとか、交通弱者に対応するためにとか、いろいろありますね。

もともとそれに住民意識調査なんかでも、北総線の問題、バスの不便さの問題、これらが毎回毎回挙げられているわけですね、その住民意識調査でも。そこでその次のページの拠点がつながる都市づくりにつながっていくというわけですけども、こちらの戦略では、拠点整備が9割方というか、ほとんどという、一読したときの印象で、その間をつなぐというところはいささか弱いというか、つなぐ、移動する、動く、そういった側面が余りにも薄すぎるのじゃないかなと、そういう印象を受けましたが、いかがでしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 説明をさせていただきます。丸の下から2番目をご覧ください。拠点・交流の場のネットワーク化、こちらで、今、●●委員がおっしゃったような、当然バスです

ね、交通弱者のためのバス等。ある拠点と、例えば中心都市拠点、白井駅、こちら、この場所がある市役所等と、地区の拠点、こちらを最低限はネットワークを結ぶと、そこは重点的に、例えば道路であるとかバスであるとか、そういったことは重視しようと、そういう意図はございます。以上です。

委員 今回、この点を申し述べましたのは、やはり都市計画を考える上で、平面的な利用法とかいろいろ考えるわけですが、その中でも人が移動するという側面、交通の側面を余り都市計画の中では重視されていないのではないかと、これは交通見学会とか交通関係の学者とかの間でも、都市計画でももう少し交通政策を練り込む形で具体的にやっていかないといけないのではないのか。

その都市計画上での交通の軽視と言われてはいますが、もう少しその観点を練り込んでいかないといけないのではないかとそういう声も聞いたこともございますので、このネットワーク化というのを、よりもう少しはっきりと分かりやすく、移動権という問題もございます、交通権とか。これはヨーロッパ、フランスを中心に、そういった概念が段々広がってまいりましたけれども、そういった部分も都市計画の中にきっちり練り込んでやっていただきたいなど、これは要望でございます。

会長 ネットワーク化の中に入っているということですが、もう少し明確に位置づけていただけるといいなというご意見だと思います。ほかにいかがでしょうか。

それでは、●●さんから。

委員 私は桜台に住んでおまして、先ほど●●さんからも言われた通り、のどかな田園風景ということとありまして、例えば自治会だとかそういったところでやりますと、サラリーマンの方と農家の方といますと、休日の使い方が違ってたりだとか、なかなか日程の設定といった、次、何々の会合やりますといったところでもなかなか合わなかったりだとか、いろいろとそういった意味で、価値観の違いと申しますか、そういったところの今後、これからの緑という言葉で言いましたら、価値観の共有と申しますか、そういったところの場が必要になってくるかなというのが非常にひしひしと感じておまして。あと、全体的なその、地図で見ますと、このまち白井と申しますと、どうしても私が桜台から市役所に向かいますと、どうしても他のまちを通って行く、そういった問題もございます。こちら、やっぱり船橋市を通って来たほうが近いものですから。それから2点目といたしましては、桜台地区及び富士地区でしたら、最寄り駅は隣の市町村の駐輪場だとかを利用するだとかそういう問題も。

それから今後の問題としましては、交通の弱者という問題もございますが、自転車に関しても、実はなかなか、464号線を通ると途中で歩道がなくなってしまうだとか、これはうちのまちではないのですが、ただ市内の移動といったところでも、やはりこういったところで今後、ちょっとこれはほかの場所でも、私が言った重複する問題ではございますが、このまちの問題ということで考えた場合は、今後、近隣のまちとのそういった粘り強いような話し合いも必要になってくると思います。

あと、2点目としては、やはり同じ白井の中で、近くに住む仲同士のある意味で

いいますと、衝突というそういった問題も含めた上で、お互いの相互理解といったところを、これからやっぱりやる、話し合いだけではなく、時にはぶつかり合うという、そういった問題の中の根底といった形ですね、リストアップだとかそういったことも必要になってくると思いました。

会 長 貴重なご意見ということでいいですね、これについては、どうもありがとうございます。

では、●●さん。

委 員 39番ですね、この図でいうと。その中に5番で工業団地地区。今まで余りこういう審議会の中で、余り工業団地のことに触れられていなかったような気がするのですが、ここで産業機能の充実っていうふうになっています。産業機能っていうのはどういうことなのかなと。

会 長 ご質問ということで、具体的にどういったことをイメージしているかということだと思いますが。

事務局 それではご説明をさせていただきます。都市計画上で産業機能の充実といいますと、例えば地区計画等を使って、土地の区画を少し誘導していくとか。それで、持ってくる業態を少し集約するとか、もしくはインフラの道路ですね、そちらを少しパワーアップしていくとか。将来都市構造でも、道路は位置づけをさせていただいているのですけれども、そういったことを考えております。

委 員 恐らくそうだとは思いますが、インフラの整備のことかと思ったのだけど、それにしても産業機能というふうになっていたのですね、それも当然関連していると思ったのだけど、何か別な角度で見ているのかなと思ったものですから、お聞きしたので。インフラとかそういうふうに土地の整理をして、呼び込む企業に来てもらいたいようにすると、条件を整えるということだと思いますが、いいのです、そういうことであれば。特にまた何かあるのかなと思ったものですから。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

マスタープランのご説明いただいた中の内容について、ご意見をいただきました。マスタープランにそのまま反映できるようなご意見もあったかと思いますが、そうではなくて、市の例えばホームページ上でもっと情報をきちっと出していくとか、そういったことが必要なご意見もあったかと思いますが。

それぞれのご意見を十分に事務局で咀嚼して、マスタープランに反映できるものは反映していただき、また市もそれ以外の取り組みとして取り組んでいけるものについては、それも進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

皆さん本当に熱心にご検討いただきましてありがとうございます。それでは、これで3番目、その他ということですが、事務局でその他何か。お願いします。

事務局 それでは、今後のスケジュールということで、少しお話をさせていただきたいと思っております。

白井市都市計画審議会の今後の予定についてということでご案内を申し上げます。都市計画の提案制度によって提案されている地区計画が、現在2件ございます。原案縦覧が完了しております。現在は、千葉県と事前協議を行っているところで

ございます。今後としては、事前協議が終わりましたら法定縦覧をかけまして、その後、付議したいというふうに考えているところでございます。

また、白井市都市マスタープランの素案というような、今度は形をつくらせていただきまして、これについてもご意見を伺いたいというふうに考えているところでございます。お手元の資料ですと、A3版の1枚手前のところに、スケジュールを載せさせていただいております。この2件につきましては、8月の中旬くらいに、都市計画審議会を予定しているところでございますが、中旬から下旬ごろ、都市計画審議会を予定したいというふうに考えております。そして、9月から、パブリックコメントを2週間程度行いまして、対応方針等検討していきまして、さらに都市マスタープランについても1回、10月にはなることにはなりますけれども、もう1回お願いをしたいというふうに考えているところでございます。

そうしますと、あと2回の開催を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。なお、日程につきましては、またその都度調整させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。事務局からは以上になります。

会 長 どうもご苦勞さまです。今後の日程について、ご説明を、予告をしていただきましたが、ご質問ございませんか。特にありませんか。

8月の下旬というのは、なかなかこれは割とすぐにやってきそうですが、年内にあと2回予定されているということですので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして平成27年度第1回白井市都市計画審議会を閉会します。熱心にご審議をいただきまして本当にありがとうございました。